令和８年（フ）第３５５号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目18番７号プチシャン阪本405号
債務者　黒木　　優
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５３１号
兵庫県西宮市中前田町６番10―204号
債務者　藪野　なる
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５３４号
兵庫県尼崎市名神町２丁目９番36号　雅ハイツ　403号
債務者　西條絵梨子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５３６号
兵庫県西宮市小松南町１丁目17番13―203号
債務者　濱津　純子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５５０号
兵庫県西宮市平木町２番９―103号
債務者　尾崎　武蔵
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１１５号
兵庫県明石市別所町18番60号
債務者　井上知津子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
兵庫県明石市大道町１丁目７番16号　オークランドハイツ402号
債務者　浜崎　美雪
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
兵庫県明石市大道町１丁目７番16号　オークランドハイツ402号
債務者　浜崎　麗美
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１５０号
兵庫県明石市魚住町金ケ崎378番地の４
債務者　芹生　桃加
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１９８号
神戸市西区玉津町今津434番地の３　県住512号
債務者　内田　由佳
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２６１号
徳島県徳島市城南町四丁目１番16号
債務者　長谷川真弓
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２４号
佐賀市新栄西二丁目６番39号
債務者　坂本日菜乃
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２８号
佐賀市高木瀬東２丁目４―25　シティハイツ高木瀬103号、住民票上の住所佐賀県多久市東多久町大字別府2700番地22
債務者　大山　広行
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５９号
沖縄県南城市佐敷字小谷20番地
債務者　城間　達也
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３０３号
沖縄県那覇市松島１丁目17番10号　ファミーユ301
債務者　富島久美子（旧姓島袋）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３９号
沖縄県那覇市字栄原１丁目25番31号　ロコパレス赤嶺201
債務者　新垣　由紀
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１０号
栃木県佐野市高橋町272番地２
債務者　戸叶　正巳
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３８６号
東京都府中市四谷２丁目73番地の６第２カイラスコーポ101
債務者　種村　泰賢
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部